

昭和戦前期の記者倶楽部

——新聞企業化への抵抗と限界——

森 暢 平

はじめに

近代日本の新聞記者たちは、明治末期から大正期にかけて、記者倶楽部^①という組織を生み、発展させた。記者同士の親睦、担当分野の研究、取材先への便宜要求などを目的に自然発生的に誕生し、次第に、公的機関の取材を一手に引き受けていく取材組織である。記者倶楽部は結局、戦争によるメディア統制の中で、一省庁一倶楽部に再編され、政府の情報宣伝の手段として組み込まれてしまう。現在も存続する記者クラブ制度は、その閉鎖性、あるいはニュースソースとしての官庁への過度な依存など批判対象となる

ことが多い。メディア史の分野で、戦前の記者倶楽部を分析、検証した研究は豊富とは言えない。^②ジャーナリズムにとって負の性格を持つこと自体、研究が積極的になれない要因の一つだと思われる。

記者倶楽部に目を向けた数少ない研究の一つに、山本武利の『新聞記者の誕生』^③がある。山本は、記者倶楽部を「政府による新聞の情報管理、操作の一つのシンボル」として一貫して捉える。本論文が扱う一九三一年春の一線記者たちと編集幹部との抗争についても、「自立的、自主的な運動」と位置付ける一方で、そうした運動は「活動全体からみれば、見逃せるほどまれであった」^④と極めて冷たく扱った。

ニュースソース側から見れば、記者倶楽部は情報を統制しえる便利なシステムである。また記者としても、倶楽部の枠があることにより、過度の取材競争を抑制する意味を持つ。しかし、その枠内においても、協調の裏には競争があり、政府が隠す情報をあばく舞台になっただけである。あるいは、官僚の秘密主義が行き過ぎた場合、記者倶楽部が闘うことは戦前においてもしばしばあった。⁽⁵⁾

こうした中、有山輝雄の『近代日本ジャーナリズムの構造』⁽⁶⁾は、記者倶楽部の別な一面に光を当てる。有山は、一九一八年五月、後藤新平外相の新聞批判演説に対して、外務省の記者倶楽部である「霞倶楽部」が不穏当と決議し、両者が相争った「霞倶楽部事件」を取り上げた。そして、記者倶楽部が「社を越えた横断的政治運動の拠点」となった実態を明らかにしたのである。

有山は一方で、「記者は元来それぞれの社の一員として記者倶楽部に所属している以上決して個としての独立記者に基盤を置いているわけではなく、企業組織の枠内での相対的独立を意味しているに過ぎない」とも評価する。新聞の企業化進行の中で、「現場記者が社の方針のいかんにかかわらず勝手に行動」したことを、新聞社幹部が問題視し

たと指摘した。有山は、新聞の企業化により、政治活動に自由に関わっていた現場記者の行動は、規制されるようになると結論付ける。⁽⁷⁾

ところが、記者の活動拠点である倶楽部の統制はそこから一直線に進むわけではない。「霞倶楽部事件」が起きてから十年余を経た満州事変前の記者倶楽部は、やはり、社からの「自治権」を主張し、業界の企業化・産業化に対する抵抗の拠点だった。大正デモクラシーの流れをひくりべラルな雰囲気の中で、記者倶楽部が、編集幹部や政治家と争っていたことはもっと注目されるべきではないだろうか。

二つの政党が交代で政権を担当したいわゆる政党政治は、十五年戦争中の中断を経て、敗戦後に復活する。戦前の政党政治期は、現代日本政治の源流として捉えられることもある。そうだとすれば、現在のニュース報道の直接の源流も、同じようにこの時期にあったと捉えることも可能だろう。その意味で、昭和戦前期の記者倶楽部の検証は、現在の報道のあり方を考えるうえでも参考になる。

本論文が中心的に取り上げるのは、満州事変が勃発する直前、新聞社・通信社の編集幹部が、独自の行動をとることが多かった記者倶楽部を改革しようとした出来事である。

記者倶楽部が主役となるエピソードとしては、昭和戦前期で最も大きな事件の一つと言ってもいいが、今ではほとんど忘れられている。⁽⁸⁾ その出来事を契機に生まれた記者倶楽部の連合組織「新聞通信記者団総連盟」の活動を見ていくことで、時代の転機にあった記者倶楽部が業界の企業化や政府の情報管理とどう立ち向かっていったのか、そして限界はどこにあったのかを検証していきたい。

第一章 記者倶楽部の実相

1、任意団体としての誕生と公的性格

記者倶楽部の源流は、帝国議会開会前の一八九〇年に『時事新報』の岡本貞然らが呼び掛けた「議会出入記者団」であるとされる。⁽⁹⁾ ただし、この時期はまだ政論新聞の時代であり、外勤記者が官庁を回り、ニュースを積極的に収集する活動は本格化していない。情報を取るのには、探報員と呼ばれる、社内的な地位が低い者の仕事であった。⁽¹⁰⁾ 「議会出入記者団」あるいは、後身である「同盟記者倶楽部」は、探報員が帝国議会に傍聴券配布などの便宜を要求する団体という性格が強かった。

その後、帝国議会での議論が活発化すると、政治論争の場は新聞から議会に移る。新聞は政論から報道の時代となり、未発掘の生のニュースをできるだけ早く読者に届けることが、その役割に変わる。社内で評論を書いていればよかった記者たちも、現場に出ていち早くニュースを知覚する必要が出た。その時、最も有用なのが、政策を立案し、実行する中央官庁の取材である。

記者たちが結成した最初の記者倶楽部は、北清事変（一九〇〇年）の直前、『国民新聞』の塩津誠作記者が呼び掛けた外務省担当の「外交研究会」である。そして事変後、外務省の所在地名をとって「霞倶楽部」と改称された。「倶楽部」という名称自体、自然発生的に誕生した性格を示していると言えよう。官庁に控え室を要求したり、共同の記者説明を求めるなどあくまで記者側が自主的に作った組織であった。

外勤記者が、新聞社の主流になったのと同じころ、新聞の産業化が本格化する。新聞社は、情報収集の効率化のために、記者の担当を細分化することになる。ある記者はこの省、別な記者はこの役所といった専門担当化はそれまではなかったものだ。⁽¹¹⁾

この傾向と、並行する形で、各官庁に記者倶楽部ができていく。総合雑誌『新公論』によれば、一九一一年の段階では、千代田倶楽部（宮内省）▽霞倶楽部（外務省）▽大手倶楽部（内務省）▽北斗会（陸軍省）▽黒潮会（海軍省）▽司法記者倶楽部（司法省）▽教育記者倶楽部（文部省）▽采女会（農商務省）▽通信記者倶楽部（通信省）▽

鉄道研究会（鉄道院）——の各倶楽部が存在した。⁽¹²⁾このとき、中央官庁で大蔵省だけに記者倶楽部がなかったが、『中外商業新報』の篠田欽次郎社長によると、翌一九一二年、第二次桂内閣のとき、「唯大蔵省のニュースを集めると云ふばかりでない、国の重要問題であつた、財政及経済について新聞記者も十分な研究を遂げ真摯な見識を有し之によつて世間の蒙を啓き国力の充実発展を計りたいと云ふ考へから」、大蔵省の倶楽部である「財政会」を作つたといふ。注目すべきは、政策の勉強の必要性から倶楽部が生まれていることである。これは、鉄道院の「鉄道研究会」の名称を見ても、同じ傾向がうかがえる。あくまでも記者側の都合により、生まれた「倶楽部」なのだ。

ところが、記者倶楽部には、これとは別の性格も並存していく。「霞倶楽部」でみると、日露戦争時、佐藤愛磨・

臨時報告委員長が海外電報を取りまとめ、時間を決めて発表するほか、週に二回、書記官が倶楽部員の質問に答えるようになった。⁽¹⁴⁾時には、記者のための勉強会が開かれ、政府の解釈を記者に伝える場となる。記者の自主的な組織が、当局の情報宣伝のために利用されたのである。

この傾向がさらに強まるのは、やはり第二次桂内閣の時だ。世論対策を軽視して退陣した第一次内閣の反省から新聞に注目した第二次桂内閣は、取材に対して「大に門戸を開放する」だけでなく、当局が肝煎りで記者倶楽部を組織したり、記者室に机、椅子、茶道具のほか、将棋、碁の娯楽セットや給仕まで備えるサービスぶりだった。懇親会には、大臣まで出席し、宴会に興じたという。官庁は、その省の記者倶楽部に最大限の広報サービスを行うようになった。⁽¹⁵⁾

こうなると、ある役所を取材するには、その記者倶楽部に所属することが必要不可欠になる。言い換えると、私的な存在であつた記者倶楽部が半ば公的な取材機関となり、そこを通じない取材は困難になった。

記者倶楽部のこの二面性は、現在にいたるまで継続していると言える。記者たちが作った任意団体が、ある官庁の

表 東京にあった主な記者倶楽部（1931年4月）

帝国議会		同盟新聞記者倶楽部		通信省	政治部 經濟部	通信記者倶楽部
貴族院		貴族院記者会 同人会			社会部	通信記者会
首相官邸		永田倶楽部 内閣記者会		鉄道省	政治部 經濟部	鉄道研究会 鉄道記者同志会 交通記者会
宮内省		坂下倶楽部			社会部	鉄道記者会
外務省		霞倶楽部			地方紙	日本鉄道記者会
内務省	政治部	内務記者会 内政研究会 大手記者会		拓務省	大手紙	拓務倶楽部
		内華倶楽部 北辰倶楽部			地方紙	拓務研究会
		社会部	財政倶楽部 財政会 大手倶楽部		立憲民政党	
陸軍省			立憲政友会		山下倶楽部	
憲兵隊			東京府市庁		政治部 社会部	自治研究会 同気倶楽部 有楽倶楽部
海軍省		辛酉倶楽部		警視庁		日比谷記者会
司法省		法政研究会		労働関係		東京労働記者会
大審院		司法記者会		飛行会館		東京飛行記者倶楽部
文部省	政治部	竹橋倶楽部 一橋会		東京株式取引所		兜倶楽部
		文部記者会		東京商工会議所		経済記者倶楽部
農林省	政治部 經濟部	産業研究会 農政記者会		日本銀行		金融同志会
		瑞穂倶楽部		米穀取引所		瑞穂会
	社会部	蚕糸会館		綿糸取引所		杉之森記者倶楽部
商工省	政治部 經濟部	商工研究会 采女会		満鉄東京支社		拓務経済倶楽部
		商工記者会		日本石油		燃料研究会
	日本工業倶楽部		丸ノ内記者倶楽部		放送関係	
愛宕記者会		J O記者会				

取材を取り仕切り、公的な情報流通の一端をほぼ独占的に担っている曖昧さこそ、記者倶楽部システムの最大の特徴であり、問題の根源であった。

2、複数倶楽部の並存と多様性

ここで、昭和戦前期における記者倶楽部の現状を見ておきたい。表は、一九三一年四月の段階で、東京都下の官庁、政党本部などに存在した記者倶楽部である。表作成にあたり、『日本新聞年鑑』昭和六年版¹⁶などを参照した。経済部の業界関係の倶楽部や、小規模倶楽部は掲載されないことがあり、実際にはもっと多く存在するが、主要倶楽部はこれで尽きるはずである。

ここで、当時の記者倶楽部の特徴をいくつか挙げてみよう。

第一に、一つの官庁の中の複数倶楽部の存在が指摘できよう。鉄道省を見ると五つの倶楽部がある。実は、このうちの「鉄道記者会」は前年、「中央鉄道記者会」「鉄道記者倶楽部」「鉄道倶楽部」の三倶楽部が合併してできたもので、それまでは一省に七倶楽部が並立していた。

一般的に言えば、ある省庁が、政治部・経済部の硬派系と、社会部の軟派系の双方の取材対象である場合、それぞれの倶楽部が別々に存在する⁽¹⁸⁾。そして、その中でも、さらに、有力紙系と、その他の中小紙・中小通信社に分かれていることが多い。たとえば、文部省を見てみると、まず、政治部系として「竹橋倶楽部」「一橋会」があり、社会部としては「文部記者会」があった。このうち、「竹橋倶楽部」「一橋会」の加盟記者の所属は次の通り。

〔竹橋倶楽部〕時事新報▽大阪時事新報▽国民新聞▽都新聞▽新愛知新聞▽名古屋新聞▽日本電報通信▽聯合通信▽日本弘業通信▽内外通信▽自由通信

〔一橋会〕東京朝日新聞▽大阪朝日新聞▽東京日日新聞▽大阪毎日新聞▽報知新聞▽中外商業新報▽読売新聞

「一橋会」が、『東朝』『東日』を中心に、『報知』『中外』

といった有力紙だけなのに対し、「竹橋倶楽部」も『時事』『国民』といった有力紙を残すものの、残りは地方紙や通信社である。「一橋会」が「竹橋倶楽部」から分かれたのは一九二二年で、分裂した経緯はおそらく小さな内紛であろう。

首相官邸で言えば、加藤友三郎内閣時代の一九二三年、書記官長らと結んだ行動が多かった『東朝』『東日』『時事』が、「永田倶楽部」を除き、「内閣記者会」を組織した⁽²¹⁾という。内務省では、「言ふがまゝに部屋を与え無制限に許すから」、倶楽部の数が増えた⁽²²⁾。

有力紙とその他のメディアの分離が進んだのは、企業化が進んだ有力紙と、個人経営的体質が残る中小のメディアの取材体制の違いが背景にある。すなわち、有力紙の場合、記者はサラリーマンとして、数年単位で担当官庁が変更される配置換えが多い。しかし、その他の中小メディアでは、一人の記者が職人的に一つの持ち場を長く担当する。そうすると、自由競争を模索する有力紙と、協調と談合を志向する中小メディアの方向性の違いが表れる。倶楽部に長年詰める中小メディアのベテラン記者のボス的な体質に対する有力紙の若手記者の不満は少なくなかっただろう。こう

した中で、些細な出来事から、『東朝』『東日』を中心とした有力紙の記者が別な倶楽部を分立させることが増えていった。

ただ、これは個別な事情にも左右される。ある記者は「加盟社の勢力関係に会員相互の感情問題など種々な入り込んだ事情が絡んで自然提携を困難ならしめるもので、単に一流新聞だけが団結すると云ふ訳にも行かぬらしい」と書いている。⁽²³⁾

繰り返すが、記者倶楽部は、前線記者たちが仲間を集めて自発的に作った集団だ。だからこそ、頻繁に分裂と合同を繰り返すとも言える。官庁の広報システムの一部に組み込まれつつあったといっても、やはり「同志」の集まりの性格が色濃く残っていたことが見てとれるだろう。

第二の特徴として、当時の記者倶楽部には、中小通信社のほか、業界紙などの入会が許されていたことが挙げられる。通信社の淘汰が進みつつあった昭和戦前期であっても、東京には、たくさんの中小通信社があり、倶楽部に加盟しながら、多様なニュースを配信していた。中小通信社が中心の「東京新聞通信連盟」の名簿には、次のような通信社がある。

日本弘業通信▽日本合同通信▽日本新聞通信▽日刊写真通信▽東洋通信▽東京時事通信▽千代田通信▽朝野通信▽中外通信▽中央通信▽大東通信▽内外通信▽毎夕通信▽民衆通信▽新通信▽自由通信▽政治経済通信。

また、司法省の「司法倶楽部」には、『法律評論』『法律新聞』のような専門紙のほか、「東京興信所」「商業興信所」といった興信所までが、有力紙と一緒に倶楽部で活動していたし、鉄道省などでも業界紙が加盟していた。さらに、『北海タイムス』『福岡日日新聞』のような有力地方紙、『台湾日日新報』のような植民地紙も加わり、当時の記者倶楽部は現在より、非常に多様であった。

3、倶楽部の弊害

企業化が進んだ有力紙の経営者や編集幹部から見れば、雑多な記者倶楽部の性格は、好ましくないと映った。そのため、任意団体の性格を剥ぎ取り、中小メディアを排斥することで、取材の効率化を進めたいという願望が顕在化することになる。その時、倶楽部改革の最大の名目になったのは、記事が画一的になってしまふことだ。官庁を中心とした発表物を追うあまり、独自ニュースの発掘を怠れば、

各紙の紙面の多様性は失われる。発表物は当時、「玄関ダネ」と呼ばれた。一九二六年に倶楽部改革が初めて話題になったときには、「玄関ダネを各社が競ふ事に依つて相互に所謂トクダネの抜き合ひを撃肘し、記者をして怠惰ならしむる⁽²⁵⁾」との認識がすでに存在していた。夏休み中は、特ダネを制限する現場だけの秘密申し合わせが暴露されたこともある。⁽²⁶⁾

さらに、当時、以下のような問題点が指摘されつつあった。

①入会制限や除名による取材制限

記者倶楽部は、現場記者の同志的集団であり、誰かを新たに入会させるか否かは、倶楽部自身が決定することである。倶楽部の中には閉鎖主義をとり、入会金を高めに設定したり、入会審査を厳しくすることで、入会を制限する倶楽部もあった。さらに、独自ダネを連発するなど「協調」を乱す者に対しては、「体面を汚した」など理由をつけて除名処分を下すことも少なくない。

任意な私的団体である限り、メンバーシップを独自に規制することはあり得ないことではない。しかし、一方で、記者倶楽部はある官庁内に存在する半ば公的な取材機関で

もある。ある社の記者が排除されれば、その社のニュースソースへのアクセスが失われることにつながる。実質的な取材制限になってしまうのだ。

②独自の報道制限

記者が、現場である種の申し合わせをすることは、複数の記者が同じ取材対象を追っていけば、起り得ることである。ただ、記者倶楽部が発達した昭和戦前期においては、ある出来事を一定期間、あるいはまったく報道しないという協定を倶楽部内で結ぶことが、社会的に大きな反響を及ぼすようになっていた。新聞の企業化、マスメディアの肥大化で、現場協定の持つ重さが重くなったためである。ここで、記者倶楽部だけの判断で協定を結ぶことがいいのかという疑問が持ち上がった。

例えば一九三一年三月、天皇家の内親王誕生にあたり、「坂下倶楽部」は、発表があるまで役所や宮家に問い合わせをしない、間もなく出産との内報を受けてもその段階では号外は発行しない、などを宮内省と申し合わせる⁽²⁷⁾。ところが、『東日』などが、出産直前、産殿入りを号外で速報してしまったため、新聞界の大きな問題となった。⁽²⁸⁾

この月には他にも、現場での協定を一部の社が守らない

問題があつたため、『新聞研究所報』三月二十四日号は「各社が対策に悩む『協定』問題の是非」という記事を掲載した。この中で、匿名の編集幹部は「倶楽部又は出先に於て記者連が協定することは自分の無能を認めるようなものだ、その事件に対し、各自に各々何人にも劣らぬ手腕を自信するならば、協定など必要がない」と憤激している。⁽²⁹⁾

③ 総会問題

倶楽部の記者たちが、担当の官庁の幹部と親睦を兼ねて小旅行に向くことは、以前からあつた。この頃になると、春秋に東京郊外の温泉などに「総会」と称して出かけることが広く慣例化する。会社としては、自社の記者だけ参加を認めないという決断は下しづらく、年二回、事実上の慰安旅行に金を払うことが負担となつていた。東京の記者がよく行く場所は、箱根、湯河原、熱海、伊東、修善寺、長岡、塩原、伊香保など近郊の温泉地だつたといふ。⁽³⁰⁾

④ 利権問題

記者倶楽部について、新聞界で陰に陽に囁かれていたのは、利権問題であつた。記者倶楽部に所属することによつて、社からもらう給与のほかに、何らかの利益を得るといふほどの意味だ。『新聞研究所報』（一九三〇年九月二十三

日、一頁）は、「所謂利権の伴ふところ、必ず記者倶楽部が跋扈し、時折り出頭するだけで名義を倶楽部員の名簿に残し置き、利権の吸収に努めんとしてゐる向き」があると指摘する。例えば鉄道省では、取材用として与えられる国鉄の無料乗車パスの転貸で、利益を得ていた記者もいたらしく、ある社の記者として倶楽部に登録するものの、実際は社籍がないものまでいたといふ。⁽³¹⁾大正期には、警視庁の当時の「丸の内記者倶楽部」で、恐喝事件の被疑者に「新聞で書きたてるぞ」と大金をせびつた記者が摘発されたことがあり、東京瓦斯疑獄（一九二〇年）、復興局疑獄（一九二四年）でも倶楽部詰の記者が買収されていた。

第二章 記者倶楽部改革と挫折

1、廿一日会結成と最初の試み

弊害が目立ってきた記者倶楽部を改革し、取材の効率化を図ろうとする欲求は、新聞の企業化の進行とともに高まつていく。すでに一九二一年の段階で、「最近各官庁や会社などにある記者倶楽部の弊害を認めて、社内有力者間に廃止論が起つてゐるやうだ⁽³²⁾」という記述があるが、その

改革が公の場で初めて話題になったのは一九二六年である。

編集幹部でつくる「廿一日会」の同年十一月の例会で、具体的な協議が行われ、⁽³⁴⁾①総会費は十円までを厳守したうえ、春秋二回とし、倶楽部以外の場所で行わない、②入会金は二円までとする——ことを申し合わせた。ところが、翌一九二七年夏、『東京毎夕新聞』が、陸軍省の「辛酉倶楽部」に入会しようと申請したところ、入会金として二十円を徴収された。さらに、「坂下倶楽部」が熱海で総会を開くなど、申し合わせは有名無実と化していた。そこで、七月の例会で、再び、同じ趣旨の決議がなされたという。⁽³⁵⁾

『新聞及新聞記者』一九二七年九月一日号は「倶楽部弊害抑止問題の是非」という特集を組み、編集幹部と前線記者双方の言い分を掲載した。総会について、「財政倶楽部」の当番幹事は「宴会には出席する必要がある。従来の好意に酬ゆるために、又将来、ニユウスを得る便宜の為に」、入会金については「不良新聞通信社等の入会制限若しくはクラブの室が狭隘である為禁止の意味で之を設けた」などと反論している。⁽³⁶⁾

このころ、新聞の企業化は完成段階に入る。個人経営は合資会社、合資会社は株式会社となり、資本金を増資し、

新社屋や高速輪転機や直通専用電話など新しい設備に巨資を投下した。⁽³⁷⁾しかし、震災恐慌から金融恐慌と慢性的な不景気が続き、広告収入は増えなかった。

そこで、新聞産業の合理化が目ざれることになる。『時事』の大西理平支配人は一九二五年四月、次のように書いている。「各社の記者が官公署政党会議所等各種の団体から一定の支関種を得るために多人数群をなして貴重な時間を費すが如き、人物経済上から非常の損失である。(略) 急務は各新聞社と通信社が共同して、資本と株式を分担する一大連合通信社を作つて信用あり権威ある通信材料を供給することにし、新聞社は各自の特種を得るために記者を使用したら、人物と経費の無駄を節減して紙面の内容を充実すると共に、記者の待遇を一層豊富にすることが出来る」⁽³⁸⁾

こうした構想は、もともと『日本電報通信』『帝国通信』などから連合委任通信案として具体的に提案されていたものだ。⁽³⁹⁾結局、『国際通信』『東方通信』を母体に、『大朝』『東朝』『大毎』『東日』『報知』『時事』『国民』『中外』が出資する形で、一九二六年五月、日本版 Associated Press として『日本新聞聯合社』(以下、『聯合』と略す)が発足

した。ただ、当初の『聯合』は外報の配信を主とし、出資社の記者倶楽部の取材を引き受ける形には発展しない。「一切の発表材料を聯合通信に任せ切りにしたとすると、それは直ちには新聞の墮落と云ふ事になる」(『国民』の山根真治郎編集局長)⁽⁴⁰⁾という見解が根強かったためだろう。

玄関タネは通信社に任せるといふ劇的な案は実現しなかったが、注目すべきは、『聯合』の発足と同じ一九二六年五月に編集幹部らが作った「廿一日会」である。新聞界には、経営者中心の「春秋会」という組織があった。しかし、山根真治郎のほか、『東朝』の美土路昌一編集主幹、『時事』の伊藤正徳編集局次長が「春秋会が老人の集まりで編集上何の権威もないのに尚ほ依然として言論界を代表する集団のやうな顔をしてゐるのは不当だ」⁽⁴¹⁾と話がまとまり、編集局長、政治部長クラスが集まり、結成されたものだ。「春秋会」は、政府要人との懇親会など親睦的な行事のほかは、新聞界全体の利益のために動くことはなかった。しかし、「廿一日会」は結成直後、東京ニューヨーク間の外国新聞電報料の引き下げを政府に求めるなど、毎月二十一日に例会を開く中で、新聞界の課題を具体的に動かしつゝ。一九二六〜二七年の倶楽部改革は、出来たばかりの

「廿一日会」の最初の取り組みの一つとして登場する。ただ、「廿一日会」は当初、倶楽部と全面対決をしてまで、改革を推し進めようとはしなかった。そこまで踏み切るのは、不景気が一段と深刻になった一九三〇年に入ってからである。

2、不況の深刻化と細越事件

時代は下り、一九二九年のニューヨーク株式市場の株価暴落、一九三〇年の金解禁により、昭和恐慌が訪れる。日本経済は、株価の暴落、中小企業の倒産と大不況に覆われ、新聞界でも、人員整理が切迫した問題となった。関東大震災後の拡張競争で疲弊していた東京の新聞各社はあらゆる経費を削らなくては、競争を続けられなくなったのだ。ここで、人員整理につながると考えられたのが、記者倶楽部の改革である。一度は先送りにされていたものの、合理化の流れの中で、再び注目されたのだ。織物業から身を興した『都』の福田英助社長や、同じく実業界出身の『国民』の根津嘉一郎相談役が興味を示したことから、合理化要請から端を発したことが分かるだろう。

問題が再提起されたのは一九三〇年八月の「廿一日会」

の例会である。「拓務倶楽部」が入会金十円を徴収し、一九二六年の申し合わせを守っていなかったことが問題視された。⁽⁴³⁾ 続く九月の例会では、景勝地で開かれる総会により社務に支障が出るのが議題になり、「入会金は絶対に支給せぬ」「市内に於て開催さる、総会のみを認む」ことなどが新たに申し合わされた。⁽⁴⁴⁾ 十一月に入り、問題は目に見える形で噴出する。『報知』から『東日』に移籍した鹿喰清一記者が、「内閣記者会」に入会しようとした際、『東日』が申し合わせに沿って入会金の支払いを拒否した。『東日』が各社政治部長に事情を説明することで問題化し、これに対し記者倶楽部側の反「廿一日会」の機運が高まったのである。⁽⁴⁵⁾

編集幹部と前線記者の対決が目前に迫る中での前哨戦となったのが、「細越事件」だ。⁽⁴⁶⁾ 十一月十四日に狙撃され重傷を負った浜口雄幸首相の容態について、十二月五日発行の『アドヴァイス通信』というニュースレター（当時は秘密通信と言った）が、政府の発表より病状が悪いことを暴露したことがきっかけになった事件である。⁽⁴⁷⁾ 警視庁は、『アドヴァイス通信』の情報源として、『時事』の細越政夫記者を流言浮説を流したとして三日間拘留した（警察犯処

罰令違反）。「廿一日会」はすばやく対応し、各社は十二月十五日の紙面で、「報道の自由を脅かすもの極めて大なり」として厳しく追及する。これに歩を合わせるかのように、細越記者が所属する「内閣記者会」も、当局を糾弾する決議を採択するとともに、経過を記した文書を各記者倶楽部に配布した。そして、都下の各倶楽部の代表約七十人が十二月十七日、共同で抗議決議を上げた。⁽⁴⁸⁾

ここまでの経過は、「廿一日会」と、記者倶楽部が共同戦線をはるかのように見える。しかし、安達謙蔵内相の陳謝で矛を収めてしまった「廿一日会」に対し、記者倶楽部側は納得せず、いつの間にか「廿一日会」の倶楽部改革が糾弾対象になる。協議を続ける中で、①入会金の申し合わせ撤廃、②記者倶楽部の自治圧迫を排撃、③「廿一日会」の解散を要求——などを活動目標とすることになった。唐突な展開だが、「細越事件」を契機に、記者倶楽部員たちが「社務の余暇を利用して会合協議」を続けているうちに団結が促されたという。⁽⁴⁹⁾

「細越事件」の副産物は、ゆるやかながらも記者倶楽部の横断的な連合体が構築されていったことだ。当局糾弾決議を上げた記者倶楽部が主体となって一九三〇年暮れの段

階で、「都下記者倶楽部連合会」が結成された。

3、解雇事件と記者倶楽部の攻勢

年が明けると、「廿一日会」の倶楽部改革が本格化して
くる。倶楽部問題の「小委員会」が設置され、『時事』の
伊藤正徳編集局長、『東朝』の美土路昌一編集総務、『東
日』の岡崎鴻吉編集総務、『国民』の細野繁勝編集局長の
四人が委員となり、二月二十四日に初会合が開かれた。⁽⁵²⁾
「小委員会」は、改革案を「強制的に（略）励行」すると
予想され、新聞界に激震を与えるのは必至の情勢だった。
これに対し、「都下記者倶楽部連合会」は、開会中の議会
の合間に政治部員らが中心となって対抗策を話し合うため
水面下で奔走していたといふ。⁽⁵³⁾

改革案の発表は、「廿一日会」の例会のある四月二十一
日が予想されたが、記者倶楽部側は、偶然に起きた複数の
解雇事件を利用して、先制的に攻撃を仕掛ける。そして、
これを契機に、東京の主たる記者倶楽部と報道機関の編集
幹部とが全面対決に至るといふ日本のジャーナリズム界で
は例のない出来事に発展する。

はじめに事件が起きたのは、『日本電報通信』（以下、

『電通』と略す）であった。前年秋に狙撃された浜口首相
は、春に再び容態が悪化する。四月四日の緊急入院で、各
社は社会部からも応援を得る総力戦の取材となった。東京
帝大医学部付属医院での主治医、塩田広重は、詰め掛けた
記者団に対し、「脈拍も昂上してゐるので今夜の手術は寛
東ない」と言明した。⁽⁵⁴⁾『電通』で現場にいた松本福次郎、
網谷順一の両記者は午後十時ごろ、各社とともに警戒を解
き、本社の当直主任の指示で、病院を離れる。しかし、実
際は午前一時から手術が始まっていた。『電通』のライバ
ル、『聯合』は一度、引き揚げたものの念のため警戒して
いたため、手術を速報し「特ダネ」となる一方、『電通』
は、記事を配信できない「特オチ」になってしまった。朝
になって手術を知った『電通』は大騒ぎとなり、即刻、戒
飭処分を受けた中根栄通信課長が、松本、網谷の両記者を
呼び出し、「君等も辞表を出し給へ」と伝えたところ、両
記者は潔く従ったといふ。⁽⁵⁶⁾

これに反応したのが、松本記者が所属する警視庁の「日
比谷記者会」である。四月十日、緊急臨時総会を開き、
「友誼的立場より、且つは記者者の生活権問題として」、松本
記者の復職を嘆願することを決定した。⁽⁵⁵⁾主任の了解をとつ

た上での行動なのに、現場の記者だけが解雇という重い処分を受けたことに、「こんな事で一々記者の首が飛んでゐては、吾々としても安心して働けぬ」との怒りが、前線記者たちに広がっていったのである。⁽⁵⁸⁾

「日比谷記者会」と『電通』の間で何度か話し合いがもたれたが、結局、四月十四日に同記者会を訪問した中根課長が、「重役会開催の結果、今回の問題については諸氏の意向を拝誦（二回繰返す）しておくに止めるといふ事になりましたから、どうか宜敷く」と冷たく対応した。「記者会の運動に依り両君の復職を聴許するが如きことあらんか、後日に悪例を貽す⁽⁶⁰⁾」との判断があつたためだという。「日比谷記者会」はこれに怒り、翌十五日、「一片の誠意だに披瀝せず同一生活線上にある吾等の友情を完全に無視す」と声明を發して、『電通』の除名を決めた。倶楽部の幹事は、「電通社は今後倶楽部の直通電話を使用出来なくなる丈でも、仕事の上に相当支障を来すであらうが、何とも致方あるまい」と語つて⁽⁶¹⁾いる。記者会見には出席できず、發表資料も倶楽部加盟社と同時に手にできない。速報を命とする通信社にとつて、除名はライバル社に大幅に出遅れることを意味する。

「特オチ」のもう一人の当事者、網谷記者が所属する東京府市庁の政治部記者の記者倶楽部「同気倶楽部」でも、同じ問題が起こり、四月十六日、やはり『電通』を除名処分にした。「同気倶楽部」の幹事は、「嘗て日本、万朝を除名した歴史的立場よりして、事実上電通加入は不可能であらう⁽⁶²⁾」と、強硬な立場だつた。さらに、府市庁の「自治研究会」「有楽倶楽部」も足並みをそろえ、「電通が新たに入会を申込んだ場合は之れを拒否」することを決議する。⁽⁶³⁾

『電通』は府市庁での取材拠点をも失うことになる。

さらに、商工省で経済記者が集まる「采女会」でも、同じ時期に、別の除名騒ぎが起きていた。『都』の四野宮仲吉記者⁽⁶⁴⁾が、社から解雇を通告され、所属する「采女会」を巻き込む騒ぎに發展したのだ。『新聞之日本』によると、「四野宮君が怪文書を發送して、都新聞社員の某々君を中傷した行為が、都新聞の幹部会で問題になり同君に対する退社賜金を出すまいといふ空気がなつてゐるので、之を察知した四野宮氏が、采女会員を煽動し⁽⁶⁵⁾」たのだという。『新聞研究所報』や『新聞と社会』を併せて読むと、怪文書は稲見泰治・第五（経済）部長の醜聞らしい。⁽⁶⁶⁾真偽はともかく、結果として「采女会」は「数次の復職嘆願の後四

月八日断然都新聞を除籍し、解雇反対の示威的行動を採るに至つた⁶⁶⁾という。

「新聞社対記者倶楽部の抗争に於て派遣記者に対する出入禁止の如き処断はありたるも新聞社を除名したるが如きことはその例を見たることなかりし⁶⁸⁾」と言われたこれらの事態を招いたのは、改革を強引に進めようとする「廿一日会」に対する現場記者たちの強烈な反感であろう。

4、廿一日会の反撃

「廿一日会」が、前年から記者倶楽部の改革案を練つていたことは前述の通りである。この案がまさにまとまろうとする時期に、三つの記者倶楽部での問題を利用して、倶楽部側が強硬策に走つた。その結果、記者倶楽部のあり方に不満をもつていた編集幹部のフラストレーションも同様に高まる結果となつた。

「日比谷記者会」の処分について、『東日』の岡崎編集総務は「我社では、その決議を絶対に認めない。誠に越権の汰沙^{マツ}である」と怒りを顕わにし、『時事』の後藤武男政治部長も「出先で左様な重大な事を決議するとは甚だ不穏当な事だと思ふ」と、改革への決意を示したという⁶⁹⁾。そして、

いよいよ四月二十一日の「廿一日会」例会で、改革案が合意される。「廿一日会」は、骨子を示した「記者会申合」と、「記者会規約」を発表するとともに、改革の精神を示した次のような「趣旨」と名付けた文書を公表した。

「そもく、本案の骨子とする所は、記者会の構成分子を各社自体とし、各社の取材協力機関として之を維持拡充せんとするものに外ならない。而して其精神は取材の自由、公正なる競争の保障にある」(傍点は筆者)

「記者会申合」は、目的名称、組織、会計、会合の四項目の計二十二カ条からなり、「記者会規約」は十二カ条からなる。さらに、倶楽部の協定、申し合わせを破つた社には、「廿一日会」がペナルティを加えることになり、「制裁規定」八カ条が別に設けられた。これらの内容のポイントをまとめると次の通りである。

- ① 記者会は、一つの取材先につき一つを原則とする。
- ② 「廿一日会」加盟十二社(『東朝』『東日』『報知』『時事』『国民』『中外』『読売』『都』『二六新報』『毎夕』『聯合』『電通』)と、これと系列の関係にある『大朝』『大毎』『大阪時事』の三社の、計十五社を「本会員」とし、「取材の必要上、従来特別の事情あるものにし

て入会を希望する」社を「特別会員」とする。特別会員の数は本会員の半数以内。(つまり、十五社すべてが倶楽部員であった場合、「特別会員」は七社までしか認められない)。

③ 記者会の決議や申し合わせは、「総て社の承認を得る」ものとする。

④ 記者会の決議や申し合わせを破った社には、「廿一日会」の制裁審査会が処分を下す。

⑤ 会費は月額一円以内。

⑥ 入会金、倶楽部員交代の際の名義変更料は徴収しない。

⑦ 当局者との懇親会は、「各社編集局長が取材上必要と認むる場合に限り、一回五円以内」で開催できるが、東京を離れることは認めない。

⑧ 記者会室や、他の場所での「勤務中に麻雀の如き長時間を要する娯楽」をしてはいけない。⁽⁷²⁾

「廿一日会」は、「記者倶楽部」という名称を、「記者会」と改め、出先の記者が自然発生的につくった「倶楽部」ではなく、「廿一日会」の下部組織であることを明確化しようとする。記者倶楽部から任意団体の性格を剥ぎ取り、本社⁽⁷³⁾の命令に従属する純然たる取材機関と位置づけようとし

たのだ。この中で、③は現場だけの判断で、決議や申し合わせをさせないようにするもので、記者倶楽部の自治権を骨抜きにする改革案の最大のポイントである。さらに、会費を一円に制限するとともに、総会で温泉などに遠出しないうように牽制した。麻雀禁止を敢えて明文化したことを見ると、出先での遊戯の横行によつて腹を立てていた編集幹部がいたようだ。⁽⁷³⁾

5、記者倶楽部の反応

「廿一日会」の強い態度に、記者倶楽部のメンバーのうち、上司が「廿一日会」に所属する有力紙記者には、動搖を見せるものがあつた。例えば、海軍省の「黒潮会」では、有力紙の記者が「幹部よりの命令に依りその態度を考慮中であつたが、止むなく同会脱会と決定」したようだとされる。⁽⁷⁴⁾立憲政友会担当の「山下倶楽部」でも、「大多数が加盟社だ、従つて静穩、山下倶楽部の看板が塗り替へられるだけだ」という声だつたという。⁽⁷⁵⁾

実際、「廿一日会」の要求を入れた記者倶楽部もあつた。一つは宮内省担当の「坂下倶楽部」である。同倶楽部は、「廿一日会」案の公表の直後、総会を開き、「各本社の命令

措置に順従することを申合せ」た。後述するように、他の倶楽部が次々と改革反対を表明する中で、「坂下倶楽部」にも動揺する者があつたが、解散断行の声明書を発送してしまつた手前、取り消すわけにはいかなくなり、四月三十日に解散式を挙行し、すぐに「宮内省記者会」が設立される⁽⁷⁶⁾。さらに、放送局関係では、愛宕山の東京放送局をカバーする「愛宕記者会」と、日本放送協会取材する「J O記者会」に分かれていたが、五月二十九日、「廿一日会の記者会規約に基き」⁽⁷⁷⁾、合併して、「東京ラヂオ記者会」を設立した。「愛宕記者会」には、旬刊の雑誌社が含まれていたが、新団体は「廿一日会」加盟社だけに限り、小新聞や小雑誌は排除した⁽⁷⁸⁾。

ところが、強硬な改革反対の声が次第に席卷していく。特に声が大きかったのは、首相官邸の「永田倶楽部」で、「『帰社せよ』との命令あるも肯んぜず、各自辞表を懷中にして職を賭しても新案撤廃を叫んで居る」記者が多く、「今回の問題に対しては我々は首よりも義が大切であると思つて居る」との声が上がつた⁽⁷⁹⁾。同倶楽部は四月二十二日、『中外』の築田社長らと懇談し、『報知』の小松東三郎記者が、「出先の記者に対する従来の自治権は全く剝奪されて

仕舞ふ」「倶楽部總會を認めず、殊に寄附金を受くるを得ずといふ如き、全く以つて不名誉極まる条文を附して居り、或ひは娯樂の禁止をしたり、全く記者としての人格も、權威をも蹂躪してゐる」と、強く糾弾した⁽⁸⁰⁾。小松記者は「新聞通信記者団總連盟」の中心になる人物である⁽⁸¹⁾。

反対のポイントは、「自治権」侵害に対する怒りであつた。倶楽部における決議や申し合わせは、記者の権利であるとの意識が強く、それを取り上げられ、息拔きの娯樂も出来ない管理強化はプライドを傷つけられることでもあつた。

「廿一日会」は当初、「新会の部屋の關係は二十一日会の幹事から当局に相談して了解を経てあるから新会幹事が当局に申出れば了解出来ることになつてゐる」「電話並に給仕をも提供して貰ふことを二十一日会の幹部から当局に相談してある」⁽⁸²⁾と説明していたが、現実には官庁との事前の相談はほとんどなく、「東西の十五社が連盟で申し込んで居るのに反対する役所もあるまい」(『中外』の築田社長)⁽⁸³⁾との期待があつただけだつた。

「廿一日会」は四月二十一日夜、各省次官を招き、改革案に理解を求めたが、記者倶楽部の改革に干渉したくない

次官が多かつたという。⁽⁸⁴⁾ 東京市役所では、五月七日になつてようやく『東朝』の美土路編集総務が、白上佑吉・東京市助役を訪問し、新記者会に「一室と電話設備を与へられたい」と申し出たが、助役から「庁内狹隘で部屋がない」と冷たい対応を受けた。そこで、社会部系の「有楽倶楽部」の部屋が一番広く、ここに新記者会を入れられないかと「有楽倶楽部」の幹事に相談したところ、「侮辱と無礼を甘受するうつけ者があらうか」と、比較的柔軟な反応だったこの同倶楽部の態度を硬化させる始末だった。⁽⁸⁵⁾

そして、「細越事件」のとき、動いていた「都下記者倶楽部連合会」、なかでも「永田倶楽部」が中心となり、各記者倶楽部の反対連合を組織化していく。まず、四月二十四日、三十九の記者倶楽部の百余人が集まり、⁽⁸⁶⁾「今回二十一日会」が一方的意志を以つて立案したる記者会申合せに規約は取材上甚だしく不便を感じしむるもの、みならず、各新聞通信団の自治を破壊し記者の人格を蹂躪するものなり」として絶対反対を決議した。⁽⁸⁷⁾ 決議に参加したのは、以下の倶楽部。

永田倶楽部▽内閣記者会▽霞倶楽部▽内務記者会▽内政研究会▽内華倶楽部▽北辰倶楽部▽財政倶楽部▽財政会▽

大手倶楽部▽辛酉倶楽部▽黒潮会▽法政研究会▽司法記者会▽竹橋倶楽部▽一橋会▽文部記者会▽農政記者会▽農政記者同志会▽采女会▽通信記者倶楽部▽交通記者会▽日本鉄道記者会▽拓務倶楽部▽桜田倶楽部▽山下倶楽部▽自治研究会▽同気倶楽部▽有楽倶楽部▽日比谷記者会▽東京労働記者会▽東京飛行記者倶楽部▽経済記者倶楽部▽金融同志会▽蚕糸記者会▽拓務経済倶楽部▽燃料研究会▽帝國農會記者会⁽⁸⁸⁾

この会合で、「都下記者倶楽部連合会」よりさらに結束力のある連合体の結成が提案された。四月二十七日、「記者団の連絡親和を計り協同利益擁護増進」のための「新聞通信記者団総連盟」（以下、「総連盟」と略す）の発会式が行われ、三十九倶楽部の二百二十四人が集まる。⁽⁸⁹⁾ そして、十七カ条からなる規約を制定し以後、この「総連盟」が、「廿一日会」に対する抵抗拠点となっていく。「総連盟」はさらに四月三十日、加盟各クラブを「組織分子」、つまり下部組織であると位置付け、闘争の頂点に立つ組織として記者たちを指導していく。⁽⁹⁰⁾

6、廿一日会の屈服

これに対して「廿一日会」は当初、「今次の改革案実施が万一不首尾に終らば廿一日会の權威にも拘る」⁽⁹¹⁾との、対決論が強く、「出先社員にして反対側に入つて策動したりサボる者あらば、ブラツク・リストにのせ或る時機に誅首しよう」という声まであった。⁽⁹²⁾はじめの予定では、早ければ五月一日に新しい記者会を設立できるとの心積もりだったらしい。

ところが、予想を上回る大反対に遭い、各倶楽部を懐柔する作戦に変更する。一日に複数の倶楽部を呼び出し、説得していくことになる。個別説得は、四月二十七日から五月十八日まで及んだ。その間、「現在の規約のままでもいい」と説得したり、「○○倶楽部は編集幹部側の要望に応じた」などの情報を流すなど陽動作戦を繰り返げるとともに、「総連盟」との直接交渉は避けて、あくまでも倶楽部ごとの個別交渉を続けた。⁽⁹³⁾各社の幹部が、自社の記者を部屋に呼び威嚇することもあったらしい。⁽⁹⁴⁾

「総連盟」の存在を認めない立場の「廿一日会」に対し、「総連盟」側は、実力行使に出る。個別説得の作業が続いていた五月四日は、「内閣記者会」の番であったが、会場

の鉄道協会に、記者ら百五十余人が突然押し寄せ、団体交渉を行うに至った。約一時間にわたり、部屋に入れる、入れないの押し問答の後、総連盟の記者たちはなほ崩し的に部屋に入り、交渉を始めたという。記者たちは「新記者会案の即時撤廃」「交渉は新聞通信記者団総連盟に一本化する事」などを要求し、三日以内に回答するように求めた。これに対し、「廿一日会」側は、「自分達は先輩ぶるわけはないが、諸君等も年長である事に免じて是非この際、顔を立て、欲しい」と懇願的な態度だったという。⁽⁹⁵⁾

「総連盟」はこの後も二回、会場に押しかけた。「面会の強要である」と交渉を強硬に拒絶した「廿一日会」だったが、⁽⁹⁶⁾最後には「質問の応答は出来ないが、御意見だけなら承らう」として、事実上、「総連盟」を交渉相手にせざるを得なかった。⁽⁹⁷⁾そして、一方的に押しまくられていた「廿一日会」は、次第に、事態の収拾に自信を失つていく。改革案を撤回すべきだという弱気な意見もあったが、まずは面子の問題もあり、五月二十日夜、急遽、第二次改革案を作成することになった。⁽⁹⁸⁾五月二十七日になり、第二次改革案が、七カ条からなる「覚書」として発表される。⁽⁹⁹⁾ポイン

①「廿一日会」加盟十二社と大阪三社を本会員とする
会員の障壁を撤廃

②「重大且つ正当なる理由」がある場合は、記者会が
新規加入を拒否できる場合を認める。記者会の決議
権を認め、決議が本社まで拘束する場合は、本社の
承認を得ることにする

③一円以内としていた会費を二円以内まで認める
——の三点。記者会の自治を、ある程度認める②が最大の
譲歩である。

ところが、大幅な譲歩に対しても「凡そ個人除名、出入
禁止、社除名、入会並に名議変更拒否等に関する倶楽部の
決議にして社を拘束しない場合は先づないであらう」とや
はり反発を招く。「総連盟」は六月一日、「其の根本主旨に
於いて二十一日会案の変形に過ぎない」「加盟十二社の社
員に対してのみ対内命令的關係に於て所謂覚書なるものを
強行せんとしたるは各倶楽部の実情を無視するも甚だしい
措置」などとする声明書を発表し、断固反対を貫くことを
宣言した。

ここで「廿一日会」は全面屈服する。『新聞之新聞』は、
「新記者会問題は全く停頓挫折し廿一日会の軽挙な案策と

して冷笑視される状態のみが存続してゐる」と書き、『新
聞之日本』も、「かくして持久戦に入り結局竜頭蛇尾に終
る」と皮肉った。「廿一日会」は、この後、新たな対応は
とらず、二カ月弱にわたる抗争は、結果として、泰山鳴動
に終わり、各社編集幹部が企図した記者倶楽部改革は失敗
に終わることになる。改革運動の中心にいた『時事』の伊
藤編集局長は、「内部に於て『時間潰しだから中止しよう』
といふ退却論が現はれ、結局有耶無耶に終り、事實は廿一
日会の敗北に帰した」と、後に回想した。

7、改革失敗の原因

いったい、「廿一日会」は、なぜ記者倶楽部の改革に失
敗したのだろうか。

第一点として、労働運動が高まる風潮の中で、労働争議
の側面を持ちつつも、労働争議を嫌う記者の支持も広げる
広範な運動になったことが挙げられる。

紛争が表面化する直前の『新聞研究所報』は、「新聞街
の階級闘争愈表面化か」という記事を掲げた。新聞記者の
労働組合組織については、一九二七年二月、「東京記者連
盟」が組織され、八百人の組合員で同年の『中央』争議な

どを戦った。ところが、闘争か、協調かの路線が定まらないうちに、一九二八年の三・一五事件で指導者が逮捕されることで壊滅している。その後、再建運動があったが、目の目をみないうちに推移していった。⁽¹⁰⁶⁾

現場で情報を取らねばならない記者は、体力的にはきつくと、記者たちは中高年になると首切りの恐れの中で働かねばならない。記者が「一俸給奴隷」である『毎夕』の難波英夫編集局長事務取扱⁽¹⁰⁷⁾という認識は、記者の間に確かに存在していた。一方で、「記者特有のプチ・ブル的本質から、闘争の激化に極度の恐怖を抱くもの」もあった。

「廿一日会」の倶楽部改革運動は、究極的には新聞社・通信社の人員整理を目的にしていたから、労働運動的な方向を志向する記者が力を入れるエネルギーになり得たし、一方で、「現場の自治権を守れ」という一般的なスローガンは、労働運動を志向しない記者にも受け入れられた。このため、「総連盟」の運動は、広範な広がりや支持を得るようになったと言えよう。⁽¹⁰⁸⁾

第二点として、当時の記者倶楽部が、現在と比べて大きな力を持っていたことが挙げられる。それは対官庁ばかりでなく、「除名」処分という権限で、新聞社、通信社幹部

をも牽制する力を持っていた。前述した通り、記者倶楽部から除名処分にあった報道機関は、その倶楽部での取材で大きな不利益を被る。仮に別な倶楽部を作ろうとしても、それを阻む大きな力さえあった。⁽¹⁰⁹⁾

「廿一日会」の中で、改革案の主唱者は、『時事』の伊藤編集局長と後藤政治部長と見られていた。⁽¹¹⁰⁾ これを見た「内閣記者会」は四月二十五日、記者倶楽部側の活動を「あらゆる方法を講じて陰に陽に妨害方法をめぐらしてゐる」との理由で『時事』を除名処分に付する。「山下倶楽部」「農政記者会」「采女会」もこれに続いて『時事』を除名とした。⁽¹¹¹⁾ 特に、首相官邸から締め出されると、内閣スポークスマンである川崎卓吉書記官長とも、面会できず、報道機関として大きな打撃を受ける。

例えば「総連盟」の指導者を、社が解雇するなどすれば、「総連盟」側は各倶楽部でその社を除名にするなどの対抗手段がとれる。これは、「廿一日会」側にとって大きなプレッシャーとなった。

第三点として、「廿一日会」内部にも、問題への対応に温度差があった。『新聞之日本』は、「廿一日会」に加盟しているはずの『読売』は反改革の態度をとり、「読売編集

局幹部はこぞつて記者団を煽動したと断じている。⁽¹¹⁾『新聞研究所報』も、改革を支持するのは、『時事』『東日』『中外』の三社で、『東朝』『報知』『国民』は中立、『読売』はむしろ「総連盟」を支持していると書いた。

改革を主導する『時事』の伊藤編集局長、強面で記者を威嚇する『東日』の岡崎編集総務、「廿一日会」の広告塔として記者と交渉にあたる『中外』の築田社長。この三人への反感もあり、「廿一日会」は一枚岩ではなかった。あるいは、「あまり事を荒立てて刺激しないほうがいいという考え方と、反対に、今後統出するかも知れない階級闘争の芽を、ふたばのうちに摘み取るべきだ、という考え方があった⁽¹²⁾」とも言い換えられるだろう。

第四点として、「廿一日会」は、「総連盟」だけでなく、中小の新聞通信社を敵に回し、結果として、「総連盟」の活動を有利にしまった。前述した通り、「廿一日会」の最初の改革案では、同会に所属しない新聞通信社は最大七社だけが「特別会員」となることができた。『中外』の築田社長は「無論地方新聞の記者の加入も結構だが新聞外、即ち同業外の記者の加入は困る、それは取材の目的が違ふのだから止むを得まい⁽¹³⁾」と説明している。

これに怒ったのは、「廿一日会」に属さない中小通信社中心の「東京新聞通信連盟」だ。四月二十四日に緊急総会を開き、「廿一日会」の「横暴を排撃」と反対声明を発した。⁽¹⁴⁾「東京新聞通信連盟」の関係者は「特別会員を七社に限定して、門戸を閉鎖したるが如きは、実に新聞資本主義の現れ(略)。国家的重要な問題の生じたる際、有力各紙を以て組織する廿一日会系の諸新聞が世論を壟断するが如き惧れを生ずるもので新聞通信發達上の公正を期し得ざる⁽¹⁵⁾」と述べたという。「廿一日会」は、改革の精神は「取材の自由、公正なる競争の保障にある」と宣言していたが、中小メディアの取材機会を制限するやり方は、自由と公正の原則を踏み外していた。前線記者たちへの統制を強める一方で、同時に中小報道機関を抑圧することで、産業合理化の勝者たろうとしたのだろうが、結果的には、二つの目的とも達成することができなかった。

第3章 「総連盟」のその後

1、「東日」対農政記者会

記者倶楽部改革で、編集幹部への抵抗を成功させ、その

力を見せつけた「総連盟」はその後も折にふれて活動を続けるが、結果的には、徐々に勢力を弱めていく。一九三一年の新聞界でこれほどの影響力を持った現場記者の団体は、どのように力を失っていくのか。この章では、衰退の経緯を見ていくことにする。

倶楽部改革問題の翌一九三二年、「総連盟」は、農林省の「農政記者会」での協定を破った『東日』『大毎』に対して再び力を振るう。発端は、価格暴落のため在庫となっていたいわゆる「滞貨生糸処分問題」である。農林省は四月、神戸の業者を通じて滞貨生糸を輸出し、損失額は国などが補填する方針を決定し、四月二十五日の糸価委員会に報告した。農林省当局はその二日前、農林省の記者倶楽部に委員会開催を知らせるとともに、事前の報道は控えてほしいと要請し、倶楽部側も「頗る重要な事件であるので農林当局と談合の上国家的見地」から事前には書かないという協定を結んだ。⁽¹²⁾報道が生糸価格へ影響することなどへの配慮であろう。

ところが、『東日』が四月二十四日付で、「滞貨生糸十一万俵の大取引内約成立す」という記事を掲載したため倶楽部のメンバーが激怒する。『東日』『大毎』が所属する「農

政記者会」は協定違反を理由に両紙を除名し、同省にある「産業研究会」「瑞穂倶楽部」も同様に両紙を締め出すことになった。

ところが『東日』『大毎』では、「情報は大蔵省、財界、業者、市場で入手し、農林省からは得ていない」「協定は農林省担当の間で結ばれたもので、本社全体を拘束しない」との趣旨を主張し、記者倶楽部と真つ向から対決する。これに対し、記者倶楽部側は、一社の抜け駆けは「新聞記者我等の生活権を脅威する」(「農政記者会」の声明書)⁽¹²⁾との論理で反論する。問題は、「総連盟」に持ち込まれ、「総連盟」の委員会は七月二日、『東日』『大毎』の社長らの陳謝を求める決議草案を決定した。⁽¹³⁾陳謝がなかった場合、「総連盟」に加盟するすべての記者倶楽部から「全面的除籍を断行するの決意」を有することも併せて表明する極めて強い文案である。

実は『東日』『大毎』の対決姿勢は、『東日』の杉山幹経済部長が主導するものだった。しかし、ここに至り、巻き添えで主要記者倶楽部から除名されることに『東日』政治部から不安の声が上がった。さらに、『大朝』との競合関係にある『大毎』の幹部にも柔軟論を主張する者があり、

『東日』『大毎』は結局、屈服の道を選ぶ⁽¹²⁴⁾。後藤文夫農相を調停者に七月十五日、『東日』の奥村信太郎編集局主幹が、『農政記者会』に口頭で陳謝し、「総連盟」には遺憾の意を表明することで、三カ月にわたる抗争は、記者倶楽部側が再び勝利して終わった⁽¹²⁵⁾。

2、『都』の解雇事件と、路線問題

「農政記者会」問題が解決した日の翌十六日、「総連盟」は、「構成各クラブの諸君に対して今次の成果に飽くことなく益々結成力の強化と組織の拡大に向つて日常の努力を尽されん」と声明書を発表した⁽¹²⁶⁾。そのころの「総連盟」には、「丸ノ内記者倶楽部」を中心に、「農政記者会」「杉之森記者倶楽部」などの経済部の強硬派があった。一方で、「総連盟」の中心、「永田倶楽部」など政治部倶楽部は穏健派で、相反する二つの潮流があったといえる。労働団体として、今後増えると思想される労働争議を戦っていくのか、あくまで、その他の分野での記者の利益を守るだけなのかという路線問題である⁽¹²⁸⁾。このなかで、「丸ノ内記者倶楽部」は、「不当なる解職を行はざること」「記者待遇に関する内規を社内にて公示すること」などを求める記者の身分保

証案を起草し、「総連盟」に採択するように求めたが、「総連盟」は七月九日の幹事会でこれを了承したものの⁽¹²⁹⁾、各社幹部からの圧力を受け、態度を決められないでいた⁽¹³¹⁾。「結成力の強化」「組織の拡大」をうたったものの、運動方針をめぐって壁にぶつかっていたのだ。

この中で起きたのが、『都』で再び起きた解雇事件である。発端は、『読売』『中外』『電通』などの記者九人が警視庁の取り調べを受けた事件だ。警察は、経済部の若手記者が組織した「経済研究会」が、「赤色救援会」(モツブル)に関係し、新聞社内で細胞を組織していると見た。しかし、友人に頼まれて金を融通しただけという者もいて、結局、起訴された者はいなかった。鈴木茂三郎は「総連盟切り崩し策ではなかったか(中略)。連盟の強硬派の牙城を突いたなどチトおかしい」と睨んだ⁽¹³³⁾。

ところが、取り調べを受けた一人、『都』経済部の菱山辰一記者が十月十九日、『都』社員整理の中で、解雇される。経費節減を目的としたもので、ベテラン記者の解雇が多かった中で入社二年目の若手の首切りは、「都の赤色恐怖から来る不当誠首である」と受け止められた⁽¹³⁵⁾。それ以前の前にも『時事』の大量解雇があり、経済部の倶楽部

は救援を依頼したが、「総連盟」は動かなかった。⁽¹³⁶⁾ そのこともあり、「丸ノ内記者倶楽部」は、今回こそ、問題化するように働き掛ける。ところが、「総連盟」は十一月二日の会合で、「個人的解雇に一々取合つてゐたのでは際限がない」との意見が多数を占めた。⁽¹³⁷⁾ 総連盟の常任幹部倶楽部である「永田倶楽部」「二橋会」「桜田倶楽部」は、要求のあつた幹事会を開催せず、問題をうやむやにしてい⁽¹³⁸⁾く。事實上、解雇問題は取り上げないという方針である。「左翼の傀儡としても」総連盟が整理問題に手を染むれば結局自ら動きの取れない存在に落入ることを認識した⁽¹³⁹⁾ という判断があつたためだ。「丸ノ内記者倶楽部」の身分保証案も同様に棚上げ状態となつた。

そもそも「総連盟」は一年前、「日比谷記者会」などの解雇事件をきっかけに、記者の「協同利益擁護増進」を名目に作られ、そこには記者の「生活権擁護」が含まれていた。一九三一年当時でも「俸給生活組合等より頻りに接近を持ちかけられ、或は公然と声明書を發して支持を受ける等、漸く外部社会団体の注目を惹くに至つたが、連盟側は此の間頗る自重的態度をとり、具体的に無産団体の提携を避けて⁽¹⁴⁰⁾」はいた。階級闘争に發展させるのか、現場記者俱

楽部の利益を守るだけの団体なのかという路線問題を先送りし、対「廿一日会」の運動に絞ることによつて、結束力を高めたのである。

満州事変を契機に日本は経済不振から脱するが、新聞の産業化はさらに進み、中小新聞の整理が予想された。この中で、「解雇問題は扱わず」の事実上の方針は、労働組合的な運動との決別を意味する。ところが、解雇問題を運動目標から除くと、闘争対象は、倶楽部の自治権擁護や、協定破りの社への制裁など極めて限られたものしかなかった。前者は「廿一日会」が新たな動きを見せないと動けなかつたし、後者はどちらかといえば個別問題だ。そして実際、これ以降、「総連盟」の活動はほとんど目立つたものがない。強硬派と柔軟派、あるいは、政治部と経済部の対立の中で、闘争対象が定まらず、迷走し始めるのである。⁽¹⁴¹⁾

問題は、「総連盟」が、記者の「生活権擁護」という自分たちの利益にとらわれ、取材の自由と公正というジャーナリズムの課題に無関心だつたことだ。「総連盟」の闘争手段が、最終的には倶楽部からの除名という方法しかなかったことからくる限界だろう。除名はすなわち、ある社の取材の機会を失わせることであり、自由であるべき報道の

手足を縛ることにつながる。「総連盟」が一線記者たちの団体であるなら、現場からジャーナリズムの課題を提起する発展もありえたが、手段の限界ゆえ、それが出来なかった。現に「農政記者会」の協定について、記者の内部から次のような批判もあった。

「今度の滞貨糸処分の場合も、相手が旭シルクでも内地製糸業者でも、交渉の次第を確実に把握し得る限り、どんなに発した方が却つてよかつたかも知れない。(略)協定を許すことは本社の為めにも、倶楽部の為めにも延いては国家国民のためにも不祥事を醸す陥穴を作つておくことになる。(略)より大事なことは発表自由の権利の擁護ではあるまいか」⁽¹⁴²⁾

現在であれば、極めて当然の議論であるが、「総連盟」はこうした議論をほとんど顧みなかった。

3、総連盟の最後

この後の流れを簡単に記すと、「総連盟」が最後に活躍するのは一九三六年である。この年六月三十日、経営難に苦しむ『国民』が編集員四十五人を突然、解雇した。一カ月前の六月一日、国策のニューズエージェンシー『同盟通

信』が成立し、取材、編集の現場に大変革が訪れた時である。二つの通信社が合同した『同盟』の取材陣は豊富で、中央官庁の中には、国策会社である『同盟』に好意を持ち、同社の記者だけに情報を与えるものさえ出てきた。『国民』は大量解雇と同時に発表した声明で、解雇の要因は「云ふまでもなく通信の単一化による」と言い切り、玄関ダネは『同盟』に頼ると宣言する。⁽¹⁴³⁾これに対して「総連盟」は七月十一日の緊急総会で、「大量不法幇首に絶対反対」とし、「総連盟」加盟の倶楽部から、『国民』および同一資本の『新愛知』を即時除籍することを決める。⁽¹⁴⁴⁾ところが、玄関ダネを『同盟』に頼ると腹をくくった『国民』は、「半期二十四万円の赤字のある社としてはあゝ、いふ風にするより外途がなかつた」と開き直り、「総連盟」はほかに手の打ちようがなかつた。⁽¹⁴⁵⁾政府に近い『同盟』の誕生で、記者倶楽部除名の意義が薄まったという見方もあった。⁽¹⁴⁶⁾

この年は十二月、伝統ある『時事』がやはり、経営難のため、解散する。「総連盟」は、都内各倶楽部に「時事新報社従業員に対する擁護について最大の協力を賜はらん事をお願いいたします」と報告したが、事実上、何もできなかった。⁽¹⁴⁷⁾

その後、「総連盟」は一九四〇年十二月に発行された『日本新聞年鑑』(昭和十六年版)¹⁴⁸にも、新聞関係諸機関一覧に掲載されているので、おそらく太平洋戦争中の記者倶楽部整理までは形だけは存在したようだが、ほとんど活動していない。政府による言論統制に対し、声を上げる主体となる可能性のあった「総連盟」は結局、その後は何もしないまま、静かに幕を閉じてしまったのである。

おわりに

本論文は、昭和戦前期、特に満州事変の前後の記者倶楽部の実態を見てきた。倶楽部はさまざまな問題を有し、編集幹部がそれを改革しようとしたものの、結局、改革は失敗する。その中で、「自治権擁護」を旗印にした現場記者たちの抵抗の象徴が、「新聞通信記者総連盟」であった。企業化する新聞産業の中で、現場ジャーナリストの抵抗は見直されていいだろう。

しかし、第三章で見た通り、「総連盟」の活動には問題があった。労働組合に準じる組織として新聞資本と戦う路線をとる道もあった。ところが、結局は、個別の解雇を

「総連盟」の問題とせずと決し、結果として衰退の道をとる。

「廿一日会」のメンバーとして活躍した『時事』の伊藤正徳は、一九三一年の「総連盟」との抗争の後、「廿一日会」の結束が乱れたと指摘する。それまで、共同声明という形で編集幹部の立場を明らかにしてきたが、抗争後、満州事変、国際連盟脱退という国家の大問題のとき、「筆陣を一にしようといふ提言が、その成否は別問題として、何人の口からも発しられなかった」と回顧した¹⁴⁹。

同じことは、「総連盟」にも当てはまる。労働争議は行わないとの決定も一つの道であるが、それならば、新聞界が直面する問題を、解決する方途もあっただろう。例えば、記者倶楽部にさまざまな問題があるなら、自ら襟を正すなどである。『電通』解雇事件の一方の当事者、中根栄がのちに「倶楽部自身その弊害を助長せしめざる様に、自ら警しむるより外に途はあるまい」と回想する通りなのである。しかし、記者倶楽部は、記者の「生活権」、あるいは既得権擁護に関心が集中してしまい、他のことにはほとんど目が向かなかつた。歴史に「もし」は禁句だが、もし、この記者たちの団体が、視点を広げていけば、国際的な孤立、言

論統制、言論機関の整理という流れの中で、現場記者たちができることは変わっていたかも知れない。

時代はさらに進み、記者倶楽部はメディア統制の中で一九四二年、政府により再編される。これについては、「記者倶楽部問題は、大正以来新聞街に特殊勢力を築いて、政府がこれに手を焼いてゐたと同時に、新聞社からの統御からも免れて、宛然一大王国を形成してゐたのである。これが(略)統制的再編成を甘受するに至つたのであるから、新聞記事取材史に於ける大変革といふも強ち過言ではない」と評価されていた。編集幹部による改革をあれほどまでに拒絶し、自治権を守り通した記者たちが、なぜ、再編を受け入れたのか。詳細な研究はまだ現れていない。記者倶楽部をめぐる筆者の次の課題は、ファシズム体制の中の記者倶楽部再編の解明となる。

注

(1) 昭和戦前期になると、「記者クラブ」という表記も出始めるが、本論文では、引用元がカタカナになっていない限り、戦前のものは「記者倶楽部」と統一する。

(2) 戦前の記者倶楽部を扱った研究には、藤井継男「記者ク

ラブの歴史―その発生と成長―」「新聞の取材」下巻(日本新聞協会、一九六八年)二六六―二九〇頁、鈴木和枝「記者クラブ発達史(ノート)―取材源との関係はどう変わったか」「法学セミナー」増刊総合特集シリーズ39(日本評論社、一九八八年)二二三―二三九頁がある。現在の記者クラブ制度については、稲場豊実「記者クラブを斬る―マスコミ最前線の諸悪を衝く」(日新報道、一九七八年)、現代ジャーナリズム研究会「記者クラブ―市民とともに歩む記者クラブを目指して!」(柏書房、一九九六年)、岩瀬達哉「新聞が面白くない理由」講談社、一九九八年、村上玄一「記者クラブって何だ!」(同朋舎、二〇〇一年)、林立雄「寡占・日本の新聞産業―形成・構造・行動」(溪水社、二〇〇二年)などが参考になる。

(3) 山本武利「新聞記者の誕生―日本のメディアをつくった人びと」(新曜社、一九九〇年)。

(4) 同右、三一九頁。

(5) 記者倶楽部が、政治家や官僚の秘密主義を、決議をもって糾弾する例は枚挙に暇がない。最も有名なのは、斎藤実内閣の堀切善次郎書記官長が、一九三三年六月、日々の記者会見を拒否したのに対し、「永田倶楽部」と「内閣記者会」が、責任糾弾の決議をあげ、書記官長を陳謝させ、会見を復活した事例である。

(6) 有山輝雄「近代日本ジャーナリズムの構造―大阪朝日新聞白虹事件前後」(東京出版、一九九五年)。

- (7) 同右、一二三～一二六頁。
- (8) 戦後、この出来事を取り上げた書物は多くはない。例えば、藤井前掲論文、二八三～二八五頁など。
- (9) 後藤三巴楼『新聞及新聞記者』（二松堂書店、一九一五年）四九～五一頁。
- (10) 探訪員と記者については、河崎吉紀「制度化される新聞記者—その学歴・採用・資格」（柏書房、二〇〇六年）が詳しい。
- (11) 小野秀雄『日本新聞発達史』（大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、一九二二年）二七二頁によると、一九〇〇～〇一年の段階で、「内閣・政友会」「外務省・農商務省」などと、一人の記者が担当する分野は分かれていった。
- (12) 鉄如意禪「新聞記者去勢術」「新公論」一九一一年四月号、一六頁。
- (13) 築田欽次郎『新聞ライフ四拾年』（新聞之新聞社、一九三三年）六一頁。
- (14) 『新聞総覧』大正三年版（日本電報通信社、一九一四年）第二部二一頁。
- (15) 鉄如前掲論文、一五～一六頁。
- (16) 『日本新聞年鑑』昭和六年版（新聞研究所、一九三〇年）第三編五一～五九頁。
- (17) 『新聞及新聞記者』一九三〇年九月号、一八〇頁。
- (18) 第一次世界大戦前後、政府が社会政策に目を向けるようになり、「最も民衆的なる社会面を利用」する便利さを認め
- 識し、官庁に社会部記者の倶楽部を許したという（小野前掲書、四二五頁）。
- (19) 本論文が呼ぶ有力紙とは、東京の五大紙『東朝』『東日』『報知』『時事』『国民』の他、『中外』『読売』、さらに大阪の二大紙『大朝』『大毎』である。
- (20) 『新聞総覧』昭和二年版（日本電報通信社、一九二七年）第三部一〇四頁。
- (21) 藤井前掲論文、二八〇頁。
- (22) 七一六生「内務省内記者倶楽部総捲り」「新聞及新聞記者」一九二七年七月一日号、四六頁。
- (23) 塩谷鬼十「経済関係記者倶楽部の色彩」「新聞及新聞記者」一九二七年五月一日号、七三頁。
- (24) 「東京新聞通信連盟」は一九二九年十月創設。このほか、『やまと新聞』『帝國新報』の二紙が加入していた。『新聞之日本』一九三一年四月二十七日、一頁を参照。
- (25) 『新聞研究所報』一九二六年十月二十七日、一頁。
- (26) 同右一九三三年七月二十九日、四頁。
- (27) 同右一九三一年三月五日、二頁。
- (28) 同右一九三二年三月十一日、二頁。
- (29) 同右一九三二年三月二十四日、一頁。
- (30) 『新聞之日本』一九三〇年十一月七日、七頁。
- (31) 『新聞研究所報』一九三〇年六月十八日、四頁。
- (32) 『新聞及新聞記者』一九二二年十月号、一四九～一五一頁。内川芳美『新聞史話—生誕と興亡』（社会思想社、一

九六七年)一〇一〜一〇五頁。

- (33) 『新聞及新聞記者』一九二一年十月号、一四二頁。
(34) 『新聞研究所報』一九二六年十月二十七日、八頁。
(35) 『新聞及新聞記者』一九二七年八月十五日号、四〇〜四一頁。
(36) 『新聞及新聞記者』一九二七年九月一日号、一二〜一八頁。
(37) 『日本新聞年鑑』大正十四年版(新聞研究所、一九二五年)第一編四六〜四七頁。資本金の増大については、山本文雄『日本新聞発達史』(伊藤書店、一九四四年)二六五〜二六七頁。
(38) 大西理平「新聞界の整理と善処策」『新聞及新聞記者』一九二五年四月十五号、二頁。
(39) 『日本新聞年鑑』大正十四年版(新聞研究所、一九二五年)第二編二〜六頁。
(40) 山根真治郎「電通、帝通二社計画の連合通信案是非」『新聞及新聞記者』一九二四年十月一日号、十四頁。
(41) 伊藤正徳「新聞五十年史」(鱗書房、一九四七年)一七七頁。同書によれば、編集局長、次長のほか、政治、経済、外信の部長が会員となり、事情によつては、社長、副社長でも入会を拒まなかつた。
- (42) 『新聞研究所報』一九三〇年六月十八日、四頁。
(43) 同右一九三〇年八月二十二日、四頁。
(44) 同右一九三〇年九月二十三日、一頁。

- (45) 同右一九三〇年十一月二十六日、一頁。結局、鹿喰記者が入会金を自費で支払い当面の問題は回避された。
(46) 「細越事件」については、前坂俊之「兵は凶器なり」戦争と新聞1926—1935」(社会思想社、一九八九年)六二〜六九頁が詳しい。
(47) 問題となつた『アドヴァイス通信』の内容全文は、『新聞研究所報』一九三〇年十二月十八日、一頁、『新聞及新聞記者』一九三一年一月号、四四頁、『新聞之日本』一九三〇年十二月十八日、六頁に転載されている。
(48) 例えば、『東京朝日新聞』一九三〇年十二月十五日、二頁。
(49) 『新聞及新聞記者』一九三一年一月号、三一〜三二頁。決議に参加したのは、貴族院記者会▽同人会▽幸無記者会▽永田倶楽部▽内閣記者会▽坂下倶楽部▽霞倶楽部▽内務記者会▽内政研究会▽北辰倶楽部▽財政倶楽部▽財政会▽大手倶楽部▽辛酉倶楽部▽黒潮会▽法政研究会▽竹橋倶楽部▽一橋会▽文部記者会▽農政記者会▽采女会▽通信記者倶楽部▽交通記者会▽拓務倶楽部▽桜田倶楽部▽山下倶楽部▽自治研究会▽同気倶楽部▽有楽倶楽部▽東京労働記者会▽経済記者倶楽部▽金融同志会。
- (50) 『新聞研究所報』一九三〇年十二月二十日、二頁。
(51) 同右一九三〇年十二月二十二日、一頁。
(52) 同右一九三一年三月二日、四頁。
(53) 同右一九三一年三月二十日、一頁。

- (54) 同右一九三二年四月七日、四頁。
- (55) 『日本新聞年鑑』の名鑑には、二人は載っておらず、それ以前の経歴は不明。おそらく、入社一、二年目の若手記者だと思われる。
- (56) 『新聞研究所報』一九三二年四月七日、四頁。
- (57) 『新聞之日本』一九三二年四月十一日、一頁。
- (58) 『新聞研究所報』一九三二年四月八日、四頁。
- (59) 『新聞之日本』一九三二年四月十五日、一頁。
- (60) 『新聞研究所報』一九三二年六月一日、一頁。
- (61) 『新聞之日本』一九三二年四月十六日、二頁。
- (62) 同右一九三二年四月十八日、一頁。
- (63) 『新聞研究所報』一九三二年四月十七日、四頁。
- (64) 『日本新聞年鑑』昭和五年版(新聞研究所、一九二九年)の名鑑(第四編九六頁)などによれば、四野宮記者は当時三十四歳。『太陽通信』を経て、『都』に入社、当時第五部(經濟部)に所属した。『新聞と社会』一九三三年七月号(三九頁)によると、『都』解雇のあと、『中央新聞』に移り、経済部長も務めた。
- (65) 『新聞之日本』一九三二年四月十四日、一頁。
- (66) 『新聞研究所報』一九三二年三月三十一日、二頁。『新聞と社会』一九三二年五月号、一一〜一二頁。
- (67) 『新聞及新聞記者』一九三一年五月号、六〇頁。
- (68) 『新聞研究所報』一九三二年四月九日、四頁。ただ、実際は、一九三〇年六月十日、『国民』の政治部記者が、同

- 社の根津嘉一郎相談役が招待された招宴の記事の扱いが悪いと解雇され、所属する「内務記者会」が、『国民』の入会を一時拒んだ出来事があった。『国民』が記者を復社させ、問題は解決した(『新聞研究所報』一九三〇年六月十四日、四頁。同七月三十一日、四頁)。
- (69) 『新聞之日本』一九三二年四月十七日、一頁。
- (70) 『新聞研究所報』一九三二年四月二十二日、一頁。
- (71) 一九二六年の「廿一日会」発足当時は、このほか、『中央』『やまと』『万朝報』『帝國通信』『ジャパン・タイムス』の編集幹部もメンバーに入っていた。
- (72) 『新聞研究所報』一九三二年四月二十二日、三頁。
- (73) 『新聞と社会』は同じころ、「記者倶楽部の麻雀熱」と題した記事を掲載している。『新聞と社会』一九三一年四月号、二四〜二七頁。
- (74) 『新聞之日本』一九三二年四月二十五日、一頁。ただし、実際に倶楽部から脱退した記者がいたかどうかは確認できない。
- (75) 『新聞之新聞』一九三二年四月二十四日、二頁。
- (76) 同右一九三二年四月二十八日、二頁。同五月四日、二頁。『新聞之日本』一九三二年五月十二日、一頁によると、「坂下倶楽部」の幹事に使い込みの事実があり、その弱みを「廿一日会」側に握られていたため、「廿一日会」の意向に従わざるを得なかったという。
- (77) 『新聞及新聞記者』一九三二年六月号、七五頁。

- (78) 『新聞之新聞』一九三二年六月一日、一頁。『新聞研究所報』一九三一年六月六日、二頁によれば、「廿一日会」の加盟社でない「日刊ラヂオ新聞」の加入の是非で議論があったが、議決権のない会員とした。
- (79) 『新聞之日本』一九三二年四月二十四日、二頁。
- (80) 同右一九三二年四月二十四日、一頁。
- (81) 小松記者は当時二十八歳。のちに『報知』政治部長。内閣情報局に転じ、第五部第四課長。
- (82) 『新聞之日本』一九三二年四月二十四日、一頁。
- (83) 『新聞之新聞』一九三二年四月二十七日、一頁。
- (84) 『新聞研究所報』一九三二年四月二十四日、一頁。
- (85) 『新聞之日本』一九三二年五月八日、二頁。『新聞之新聞』一九三二年五月十八日、二頁。
- (86) 『新聞之日本』一九三二年四月二十五日、二頁。『新聞之新聞』一九三二年四月二十五日、二頁は、集まった人数を「各倶楽部代表者七十名」、『新聞研究所報』一九三一年四月二十五日、一頁では、「出席倶楽部三十七、人員百三十四名」としている。
- (87) 『新聞研究所報』一九三二年四月二十五日、一頁。
- (88) 『新聞之日本』一九三二年四月二十五日、二頁を基に、確認できた三十八倶楽部を列挙。同紙のリストでは、「憲政倶楽部」「拓務研究会」があるが、「農政記者会」「拓務倶楽部」の誤植と思われる。
- (89) 『新聞研究所報』一九三二年四月二十八日、一頁。
- (90) 『新聞之日本』一九三二年五月四日、二頁。
- (91) 同右一九三二年四月二十五日、二頁。
- (92) 同右一九三二年五月八日、一頁。
- (93) 編集幹部側は、「廿一日会」が交渉の前面に立つのはまずいと判断し、「編集幹部協議会」という名の別組織が、交渉にあたるとの建前をとった。「廿一日会」は、編集幹部が、経営者とは別に組織したもので、「新聞社そのものの代表者でない」(『新聞と社会』一九三二年五月号、一五頁)との批判があったためである。しかし、「編集幹部協議会」といっても、実態は「廿一日会」と変わらないので、以下、「編集幹部協議会」の名称は使わない。
- (94) S.V.C『新聞批判』(大畑書店、一九三三年)二二一頁。S.V.Cは、鈴木茂三郎のペンネーム。
- (95) 『新聞之日本』一九三二年五月六日、一頁。『新聞之新聞』一九三二年五月六日、二頁。
- (96) 『新聞之日本』一九三二年五月八日、一頁。
- (97) 同右一九三二年五月十九日、一頁。
- (98) 『新聞研究所報』一九三二年五月二十九日、三頁。
- (99) 『新聞之日本』一九三二年五月二十九日、一頁。
- (100) 二神基次「二十一日会の倶楽部改革案再吟味」『新聞及新聞記者』一九三二年七月号、一五頁。
- (101) 『新聞及新聞記者』一九三二年七月号、四七頁。
- (102) 『新聞之新聞』一九三二年六月四日、一頁。
- (103) 『新聞之日本』一九三二年六月四日、三頁。

- (104) 伊藤前掲書、一七九頁。
- (105) 『新聞研究所報』一九三二年三月二十日、一頁。
- (106) 中村猛「日本新聞記者組合運動史」『総合ジャーナリズム講座』第三卷（内外社、一九三〇年）二八五〜三〇一頁。
- (107) 難波英夫「新聞記者の立場から見た労働組合法案」『新聞及新聞記者』一九二六年三月一日号、六頁。
- (108) 中村前掲論文、二九五頁。
- (109) 「総連盟」に、労働組合的な方向を志向する者とそれに反発する者がいたことは、結成に際しての模様を記した次のような記述でも分かる。「結成を祝して総連盟の万歳を三唱しよう」「議長！緊急動議！総連盟の万歳をやる前に×××万歳を三唱しよう」（略）「必要なし」「無用」「愚論」の罵声が飛んだ」（『新聞研究所報』一九三一年五月二十日、三頁）。
- (110) 例えば一九三〇年、民政党の「桜田倶楽部」への入会を断られた地方紙が同党内に「民政記者倶楽部」を組織したことがあったが、「桜田倶楽部」の抗議によって、廃止も同然になった（『新聞研究所報』一九三〇年五月一日、一頁。同九月九日、六頁）。
- (111) 『新聞研究所報』一九三二年四月二十七日、二頁。
- (112) 『新聞之新聞』一九三二年四月二十八日、二頁。
- (113) 『新聞之日本』一九三二年五月二日、二頁。
- (114) 同右一九三二年五月九日、一頁。
- (115) 『新聞研究所報』一九三二年五月二日、二頁。
- (116) 藤井前掲論文、二八五頁。
- (117) 『新聞之新聞』一九三二年四月二十七日、一頁。
- (118) 『新聞之日本』一九三二年四月二十七日、一頁。
- (119) 同右一九三二年四月二十三日、一頁。
- (120) 『新聞研究所報』一九三二年五月十二日、三頁。
- (121) 『東京日日新聞』一九三二年四月二十四日、四頁。S.V.C前掲書（二二八頁）によれば、記事は、「農政記者会」に属さない経済部記者（藤岡啓）が書いたという。
- (122) 『新聞研究所報』一九三二年五月九日、二頁。
- (123) 同右一九三二年五月十二日、一頁。同七月九日、三頁。審議の途中で、五・一五事件が発生し、決定まで時間が掛かった。
- (124) 同右一九三二年七月十五日、一頁。
- (125) 同右一九三二年七月十六日、一頁。
- (126) 同右一九三二年七月十八日、四頁。
- (127) 「丸ノ内記者倶楽部」は、経済部記者の倶楽部単位の加盟もある横断的な倶楽部。経済部倶楽部の中心的存在で、日本工業倶楽部に事務所があった。経済部の現場自治の象徴ともいえる特殊な存在で、一九三二年秋の段階で、六十人の会員がいた。『新聞之新聞』一九三二年十一月二十四日、一頁。
- (128) 『新聞之新聞』一九三二年七月五日、一頁。
- (129) 『新聞研究所報』一九三二年七月九日、一頁。
- (130) 『新聞之新聞』一九三二年七月十一日、一頁。

- (131) 同右一九三二年七月二十日、一頁。
- (132) 同右一九三二年八月六日、一頁。
- (133) S. V. C. 前掲書、一四二—一四三頁。
- (134) 菱山は、早稲田大学時代、大山郁夫の影響を受け、『都』のあとに移った『読売』では、戦後読売競争の指導者の一人となった。菱山辰一先生を偲ぶ会『菱山辰一—あるジャーナリストの足跡』（自費出版、一九八八年）。
- (135) 『新聞研究所報』一九三二年十月二十日、一頁。同十月二十五日、二頁。
- (136) 『新聞之新聞』一九三二年九月八日、一頁。
- (137) 『新聞研究所報』一九三三年十一月七日、四頁。
- (138) 『新聞之新聞』一九三二年十一月二十四日、一頁。
- (139) 同右一九三二年十月一日、一頁。
- (140) 『新聞及新聞記者』一九三一年五月号、四八頁。「俸給生活組合」とは、例えば「関東俸給生活者組合」のことだとみられる。
- (141) 数のうえでは不利な経済部の倶楽部が脱退し、独自の記者倶楽部連合組織をつくる動きもあった。『新聞之新聞』一九三三年一月十八日、一頁。
- (142) S・T生（中外商業新報）「協定問題は双方に欠陥—高級水掛論」『新聞及新聞記者』一九三二年六月号、二八頁。旭シルクは、米国との取引を仲介した神戸の会社。
- (143) 『新聞研究所報』一九三六年七月一日、一頁。
- (144) 『新聞之新聞』一九三六年七月十五日、二頁。
- (145) 同右一九三六年七月十七日、一頁。『新聞研究所報』一九三六年七月十五日、十二頁。
- (146) 『現代新聞批判』一九三六年七月十五日、一頁。
- (147) 『新聞研究所報』一九三六年十二月二十六日、四頁。
- (148) 『日本新聞年鑑』昭和十六年版（新聞研究所、一九四〇年）第三編一〇一頁。
- (149) 伊藤前掲書、一七九頁。
- (150) 中根栄『新聞三十年』（双雅房、一九三六年）一一八頁。
- (151) 『新聞総覧』昭和十八年版（日本電報通信社、一九四三年）第二部七頁。